

岐阜県立東濃高等学校 生徒心得

1 学校生活

学校は学びの場である。高校生としての本分をわきまえ、自己の最善をつくすとともに、友愛で結ばれた明るい校風を樹立しよう。

(1) 通学

(ア) 通学には必ず制服を着用し、身分証明書を携行する。

(イ) 特別な理由で服装等に関する規定が守れない場合は、その理由及び期間を生徒指導部に届け出る。
【異装届】

(ウ) 終業後は速やかに下校する。下校時刻は午後5時とする。ただし、部活動等で顧問等の指導を受ける場合のみ、次の時間まで延長することができる。

※3月から10月までは午後6時30分（ただし、1年生については、1学期中間考査終了までは午後5時30分とする）、11月から翌年2月までは午後6時とする。

(エ) オートバイ通学は禁止する。

(オ) 通学に自転車を使用する場合は、次のことについて留意し、学校に登録する。 【自転車登録届】

・交通ルール・マナーを守って登下校する。

・雨天時はカッパを着用する。

・カバンはリュック式のもので肩にかけるか、荷台に固定することが好ましい。

・自転車保険に加入することが望ましい。

(カ) 下宿する場合には生徒指導部に届け出る。
【下宿届】

(2) 校内生活

(ア) 欠席、欠課、遅刻又は早退をする場合は、定められた手続きのほか、保護者があらかじめ学校へ連絡をする。
【遅刻・早退届】

(イ) 始業から終業までの間は、学校外へ出ない。外出する必要のある場合は担任または生徒指導部の許可を受ける。
【外出届】

(ウ) 火気及び危険物の取扱いは、必ず担当の先生の指導を受けて行う。

(エ) 印刷物の発行・掲示を行う場合は、あらかじめ関係職員と生徒指導部の許可を受ける。

(オ) 生徒間で物品の売買をしない。

(カ) 学校の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけるようなことをしない。

※学校の備品等を破損した場合は、速やかに申し出ること。
【破損届】

(キ) 教科担任が認めた場合を除き、授業中の携帯電話の使用をしない。

2 校外生活

校外においても東濃高校生であることを忘れることなく、常に良識ある行動をしよう。

(1) アルバイト

特別な事情がある場合を除いてアルバイトはしない。特別な事情がある場合は届け出る。

【アルバイト届】

(2) 交通安全

(ア) 交通ルールを守り、交通安全に注意する。

※交通事故にあった場合は、速やかに警察及び学校に報告すること。 【交通事故報告書】

(イ) 四ない運動を励行する。

・運転免許を取得しない

・車に乗らない

・車を買わない

・他人の車に乗せてもらわない

※特別な事情により運転免許取得を希望する場合は、届け出る。

【免許証取得願】

(3) 携帯電話等はマナーを守り、正しい使用を心がける。

(4) SNSなどを利用する時はルールやマナーを守る。

(5) 以下の行為をしない。

(ア) 法律に触れる行為

(イ) SNS等による誹謗・中傷

(ウ) いじめ・暴力・暴言・器物破損

(エ) 不健全娯楽

(オ) その他高校生としてふさわしくない行為

※ ルールやマナー違反（遅刻等）を行った場合、指導の対象となる。

※ 盗難や痴漢等にあった場合は、速やかに警察及び学校に報告すること。

【被害届】

3 服装等に関する規定

制服は指定のものを正しく着用する。着用期間等については次の通りとする。

ブレザー	カッターシャツ ブラウス		ネクタイ (第一ボタン)	指定	
	冬	夏		セーター	
4月	◎	◎	×	◎	○
5月	○	◎	×	×	○
6月	×	×	◎	×	○
7月	×	×	◎	×	○
8月	×	×	◎	×	○
9月	×	×	◎	×	○
10月	○	◎	×	×	○
11月	◎	◎	×	◎	○
12月	◎	◎	×	◎	○
1月	◎	◎	×	◎	○
2月	◎	◎	×	◎	○
3月	◎	◎	×	◎	○

◎必須 ○任意 ×不可

Aタイプ

○冬服（11月～4月）



○合服（5月・10月）



○夏服（6月～9月）



Bタイプ

○冬服（11月～4月）



○合服（5月・10月）



○夏服（6月～9月）



Cタイプ

○冬服（11月～4月）



○合服（5月・10月）



○夏服（6月～9月）



※セーターは一年間を通じて着用可

合服はカッターシャツのみの着用も可

夏服は長袖も有り

防寒具 (11月～3月)	冬季には防寒具（コート等前開きのものやタイツ等）を着用してもよい。コート等を着用する際は制服（ブレザー）の上に着用する。
頭髪	端正で高校生らしい髪型を心掛ける ・パーマ、染色、脱色をしない。 ・ヘアエクステンション等をしない。
ソックス	・Bタイプの場合は、指定のハイソックスまたは、紺色のハイソックスを着用する。 ・ACタイプの場合は、黒・白色のソックスを着用する。
靴 スリッパ	・通学時の靴は、機能性を考えて用いる。 ・上履きは本校指定のスリッパを用いる。
その他	・通学カバンは、機能性を考えて用いる。 ・ベルトは黒を標準とし、特殊な型のものを着用しない。 ・ピアス等の装飾品の着用・化粧はしない。 ・眼鏡・コンタクトレンズは無色透明なものとする。 ・対外試合に参加したり、部活動の練習のために登校するときは、制服またはトレーニングウェア（体育時に使用するもの、または部で指定したもの）を着用する。

4 校則の改定又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、職員会議及び学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、職員会議及び学校運営協議会での論議を踏まえ、校則の改定又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

5 特別指導について

非行あるいは問題行動を起こした生徒については、健全なる人格の育成と自己指導能力の強化を目的として特別指導を実施する。校則等に繰り返し違反した場合や情報モラルに違反した場合、未成年者の喫煙や飲酒の場に同席した場合も特別指導の対象とする。

○ 問題行動があった場合は、特別指導を行う。

- (1) 教頭訓戒、校長訓戒以上の指導については保護者に来校していただく。
- (2) 特別指導を学校で行うか家庭で行うかについては、家庭状況などを協議して決める。
- (3) 特別指導中（含、学年指導）の出欠については、家庭・学校での指導は、いずれも出席扱いで欠課とする。但し、3分の1を超える欠席や欠課になった場合は補充をすることができる。
- (4) 授業観察については基本的に1日6時間の授業でA評価を連続3日以上とったうえで特別指導の解除を検討する。観察期間は延びる可能性がある。

この規則は2022年4月1日より施行する。